

# 研究不正行為への対応について(説明資料)

第119回総合科学技術会議における総理指示 (平成26年4月14日)

- 研究現場の実態を十分に踏まえた上で、総合科学技術会議で、個別事案を超えた大きな観点から検討してほしい。

総合科学技術・イノベーション  
会議において検討

## 検討におけるポイント

- 国際的な共通認識 (InterAcademy Council, OECD/Global Science Forumなどでも検討)
  - 従前、研究不正行為の疑義に個別対応  
科学の発展そのものに投げかけられた課題として正面から向き合う
  - 研究の公正(Research integrity)が柱 = 研究者個人が一義的な責任
- 留意点
  - 研究環境を取り巻く環境の変化、研究のグローバル化
  - ピアレビューの限界、再現性の担保の難しさ
  - 新たな対応の模索

「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」(案)

## 上記を踏まえた提言

- 研究者を始め、科学技術の研究に関わる各主体に行動を呼びかける
- 研究不正行為には、客観的な根拠に基づき厳正に対処する
- 研究倫理を継続的に学び、これに基づき公正に研究を遂行すること
- 組織における予防的措置、事後的措置(仕組みを構築し、継続的に評価・改善)

各府省に周知徹底と実行を要請